

議案第四十九号

杉並区立知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年六月十九日

提出者

杉並区長

山

田

宏

杉並区立知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

杉並区立知的障害者援護施設条例（昭和六十二年杉並区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた知的障害者援護施設（以下「援護施設」という。）を設置する。

第一条第二項中「、法」を「、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧法」という。）」に、「及び法」を「及び旧法」に、「別表」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

種類	名称	位置
知的障害者更生施設	杉並区立すぎのき生活園	杉並区井草三丁目一八番一四号
知的障害者授産施設	杉並区立あけぼの作業所	杉並区上井草四丁目三番一一号

第一条の次に次の一条を加える。

(休業日及び利用時間)

第一条の二 援護施設の休業日及び利用時間は、規則で定める。

第二条第一号イを次のように改める。

イ 法第二十二条第五項に規定する障害福祉サービス受給者証で規則で定めるものの交付を受けている者

第四条第一項を次のように改める。

援護施設を利用する者は、法附則第二十一条第二項に規定する指定旧法施設支援に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定旧法施設支援に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額)を納めなければならない。

第七条を第十二条とし、第六条の次に次の五条を加える。

（指定管理者による管理）

第七条 区長は、杉並区立あけぼの作業所（以下「作業所」という。）の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、作業所の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

一 旧法第五条第四項に規定する知的障害者授産施設支援に関する業務。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 作業所の利用の承諾、不承諾、承諾の取消し、制限及び停止

イ 作業所の使用料等の徴収

二 作業所の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第八条 区長は、作業所の指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができる。と認める者を区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

二 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

三 作業所の効用を最大限に発揮するとともに、知的障害者の福祉の増進を図ることができること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の告示)

第九条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第十一条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
 - 二 個人情報情報の取扱いその他の作業所の管理の基準に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、作業所の管理に関し必要な事項
- 別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第一条、第二条及び第四条の改正規定並びに別表を削る改正規定は、同年十月一日から施行する。
- 2 平成十八年七月一日から同年九月三十日までの間は、この条例による改正後の杉並区立知的障害者援護施設条例第七条第一号中「旧法」とあるのは、「法」と読み替えるものとする。

(提案理由)

あけぼの作業所に指定管理者制度を導入する等の必要がある。

杉並区立知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（設置）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた知的障害者援護施設（以下「援護施設」という。）を設置する。</p> <p>2 援護施設の種類は、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設及び旧法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設とし、名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十九条第二項の規定に基づき、知的障害者援護施設（以下「援護施設」という。）を設置する。</p> <p>2 援護施設の種類は、法</p> <p>第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設及び法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設とし、名称及び位置は、別表のとおりとする。</p>

種類	名称	位置
知的障害者 更生施設	杉並区立すぎ のき生活園	杉並区井草三 丁目一八番一 四号
知的障害者 授産施設	杉並区立あけ ぼの作業所	杉並区上井草 四丁目三番一 一号

(休業日及び利用時間)

第一条の二 援護施設の休業日及び利用時間は、規則で定める。

(利用することができる者)

第二条 援護施設を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

一 杉並区内に住所を有する者で、次に掲げるもの

ア 略

(利用することができる者)

第二条 援護施設を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

一 杉並区内に住所を有する者で、次に掲げるもの

ア 略

イ 法第二十二條第五項に規定する障害福祉サービス受給者証で規則で定めるものの交付を受けている者

二 略

(使用料等)

第四條 援護施設を利用する者は、法附則第二十一條第二項に規定する指定旧法施設支援に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定旧法施設支援に要した費用(特定費用を除

イ 法第十五條の十二第五項に規定する施設受給者証(知的障害者更生施設にあつては知的障害者更生施設(通所による入所者のみを対象とするものに限る。)に係る施設受給者証とし、知的障害者授産施設にあつては知的障害者授産施設(通所による入所者のみを対象とするものに限る。)に係る施設受給者証とする。)の交付を受けている者

二 略

(使用料等)

第四條 援護施設を利用する者は、法第十五條の十一第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において区長が定める基準により算定した額(その額が現に当該利用に係る指定施設支援に要した費用の額を超えるときは、当該

く。の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額を納めなければならない。

2
略

(指定管理者による管理)

第七条 区長は、杉並区立あけぼの作業所(以下「作業所」という。)の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、作業所の管理の業務のうち次に掲げるもの(以下「管理の業務」という。)を行わせることができる。

一 旧法第五条第四項に規定する知的障害者授産施設支援に関する業務。ただし、次に掲げるものを除く。

現に指定施設支援に要した費用の額を納めなければならない。

2
略

- ア 作業所の利用の承諾、不承諾、承諾の取消し、制限及び停止
 - イ 作業所の使用料等の徴収
 - 二 作業所の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必ずと認める業務
- （指定管理者の指定）
- 第八条 区長は、作業所の指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。
- 2 指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。
 - 3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができる者と認める者を区議会の議決を経て指定管理者に指定するもの

とする。

一 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

二 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

三 作業所の効用を最大限に発揮するとともに、知的障害者の福祉の増進を図ることができること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の告示)

第九条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関する事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

（協定の締結）

第十一条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- 二 個人情報情報の取扱いその他の作業所の管理の基準に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、作業所の管理に関し必要な事項

（委任）

第十二条 略

（委任）

第七条 略